

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 二 場 公 人

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第4号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成19年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「一の年度」の次に「（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）」を加える。

別表第2の19の項を22の項とし、12の項から18の項までを3項ずつ繰り下げ、11の項を12の項とし、同項の次に次の2項を加える。

13 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	広域連合長が定める期間内における3日の範囲内の期間
14 職員の妻が出産する場合であつて右欄に掲げる子（妻の子を含む。この項において同じ。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	次に掲げる期間内における5日（イに掲げる場合にあつては、5日から、アの規定により出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間。以下同じ。）前の日から当該出産の日までの期間に小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため取得した日数を減じて得た日数）の範囲内の期間 ア 出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に

	<p>達するまでの子を養育する職員</p> <p>イ 出産に係る子の特別な事情により任命権者が特に配慮することが必要と認める場合で、広域連合長が別に定める期間において、当該出産に係る子を養育する職員（アの規定により当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を除く。）</p>
--	---

別表第2の10の項を11の項とし、5の項から9の項までを1項ずつ繰り下げ、4の項の次に次の1項を加える。

<p>5 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（不妊治療に係る通院等が体外受精その他の広域連合長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>
--	---

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。